

之に不承は恐らく見聞の狭い吾々ではあるが知る事が出来ない、少ない所では
或回はあるのである。月一回の特休が有つては是れは吏友の意見を目出意いハ
おければどうする事し出来ぬものであるから、是人も其の事と云ふ事
ゆかぬ。現在都市の後業負担は大阪京都等は祝祭日下始年末
徐々月一回以上の休日がある京都の如き夫以外に賜暇の十日もある事
第九は公傷病に際しては夫等は申合せた様に其の取扱ひもいふ、恐らく
公傷病者としての手續を取るのは十人一人位の割合であろう。後、何れか難
せむつて胡麻化し去る事もある。此等は市の規則は社会への申請であつ
その資本家的ツルサを明かに表すものである。又その負擔に力、活齋ハ
や其の他の費用がどうして、是人々に支給するに手向がとれるのか、今月以上
甚だしきは半年位に及ぶのである。

次に市管理外にある凡そ工場に對して工場法を適用して貰ひたい。之

曾て我市後業負担組合から監督官廳たる警視廳を通じて市当局に警
告した事が有る然るに未だ之に對して何等の及郷音を見ないのは、我等の甚だ
怪しむ所である。市当局とは是れ相當の云へ抜けはあつたが要するに夫れは單
なる云ひ抜けに過ぎない法の精神は法の条文そのものの中にあるのである。是れを
必要とする、社会的要件に五脚するものである。法の條文即ち技術的欠陥を利
用して其の精神を蹂躪するは任意三百代言の商賣に我等は工場法が何故
其の世の中に出現したかを市当局の諸君に問題として提出したい。

次は市電割引の事であるが現に大阪及京都は皆無償である、吾々は市電
の賦政状態を考へて各々要求の如きもので我慢する。省電でもした様だ市
に於て少し努力してくれれば何でもない事なのである。

最後に其の一文を結ぶに當つて一つ要求する事がある、其れは先に提出し
た要求に對して二五、十、十四の各項目に就いて市當局はその要求の至當なる